

極東軍事裁判 法廷5日目 05/14  
被告側弁護人 ベン・ブルース・ブレイクニー陸軍少佐  
Ben Bruce Blakeney

彼の弁護演説が始まった際に、事前に同時通訳が為される決まりに反し、通訳が打ち切られ、弁護団の副団長清瀬一郎弁護士の裁判長への抗議も無視され審査資料にも、記録されなかった。

弁論の趣旨は次のとおり

戦争に関し国際法の放棄が存在していることは戦争の合理性を示す証拠であります。

戦争の開始、通告、戦闘方法、終結を、決める法規も戦争が非合法なら、全く無意味です。

戦争での殺人は罪にならない。

それは殺人罪ではない。

戦争が合理的だからです。

つまり合法的な人殺しなのです。

殺人行為の正当化です。

歴史を振り返ってみても、戦争の計画、遂行が法廷において犯罪として裁かれた例はない。

たとえ嫌悪すべき行為でも、犯罪としての責任は問われなかったのです。

我々は、この裁判で新しい法律を打ち立てようとする検察側の抱負を承知している。

しかし、そういう試みこそが新しくより高い法の実現を妨げるのではないか。

キット提督の死が真珠湾爆撃による殺人罪になるならば我々は広島に原爆を投下した者の名をあげることが出来る。

投下を計画した、参謀長の名も承知している。

その国の元首の名前も我々は承知している。

彼らは殺人罪を意識していたか、してはいまい。

我々もそう思う、それは彼らの戦闘行為が正義で、敵の行為が不正義だからではなく、戦争自体が犯罪ではないからです。

何の罪科で、いかな証拠で戦争による殺人が違法なのか。

原爆を投下した者がいる。

この投下を計画して、その実行を命じそれを黙認した者がいる。

その人たちが裁いている。

“平和に対する罪”と名付けられた訴因は、故に当法廷より却下されねばならない」

国家の行為である戦争の個人責任を問うことは、法律的に誤りである。

何故ならば、国際法は国家に対して適用されるものであって、個人に対してではない。

個人に依る戦争行為という新しい犯罪をこの法廷で裁くのは誤りである。

<http://tainak.jp>